

施設利用規約

一般社団法人津島まちや・まちなみ再生機構

本規約は、一般社団法人津島まちや・まちなみ再生機構（以下「運営者」といいます。）が管理・運営する施設（以下「本施設」といいます。）の利用について定めるものです。ご利用に際しては、本規約の内容を十分にご理解いただき、これを遵守してください。また、運営者は、本規約の他にも必要に応じて規程または規則（以下「規程等」といいます。）を定めることがあり、これらについても遵守をお願いします。なお、運営者は、本規約および規程等を予告なく適宜変更することができ、変更したときは、運営者が適当と認める方法にて利用希望者および利用者に通知するものとします。

（利用の申込み）

第1条 本施設の利用希望者は、本施設の利用日時、利用人数および利用目的等の必要事項を運営者所定の申込書にご記入のうえ、本施設へ持参またはメールにてお申込みください。受付はご利用日の3か月前から前日までとなります。

2 本施設でのお申込みの受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日の午前10時から午後3時までとなります。

3 申込書に必要事項が記入されていない場合、または第8条各号の規定に該当する場合には、お申込みをお受けできません。予めご了承ください。

（本施設の営業日および基本営業時間）

第2条 本施設の営業日は全日となります。ただし、施設点検等運営者の都合により臨時休館する場合がございますので、予め運営者にご照会ください。

2 本施設の営業時間は、午前8時から午後8時までとします。ただし利用希望者が運営者とあらかじめ協議し、運営者において支障がないと判断された場合は、営業時間外の利用も認めます。

（申込みの承諾）

第3条 利用希望者に対するお申込みの承諾は、運営者が受領した旨を当該申込書に記載し（以下「受領書」といいます。）、利用希望者に対して発行することをもって行います（以下受領書を発行した状態を「予約」といい、予約を受けた者を「利用者」といいます。）。

2 運営者は、申込書を受領後、原則として3日以内に受領書を発行いたします。（受領書は、本施設の利用が終了するまで保管してください。）

3 予約後のキャンセルまたは変更については、運営者が別記1に定める「キ

キャンセル料」をご請求させていただきます。

(利用にかかる権利の譲渡・転貸の禁止)

第4条 利用者は、本施設を利用する権利について、その名目のいかんを問わず当該権利を第三者に譲渡したり、当該権利に質権等の担保を設定する等、一切の処分行為をすることはできません。

2 利用者は、運営者の文書による承諾を得ずに本施設を賃貸、使用貸借その他名目のいかんを問わず第三者に利用させることはできません。

(施設内容)

第5条 本施設は、次の(1)から(3)で構成されています。

(1) 1階(2部屋 約19平方メートル)

(2) 2階(3部屋 約33平方メートル)

(3) 土間(約11平方メートル)

(利用料金)

第6条 利用者は前条に定める区分ごとに別記2に定める施設利用料を支払うものとし、ただし、運営者に所属する正会員及び賛助会員が利用者となる場合は、それぞれ半額となります。

2 施設利用料の支払いについては、施設利用終了後、利用者宛に請求書を送付いたしますので、指定期日までに直接本施設へ持参いただくか、利用者の手数料負担にて運営者指定の銀行口座にお振り込みください。

(利用者に関する確認事項)

第7条 利用者は、運営者に対し、利用者が暴力団、暴力団の構成員または準構成員、暴力団関係団体、暴力団関係者、その構成員(団体を含む)が違法もしくは不当な行為を行うことを助長し、または助長するおそれのある団体その他の反社会的勢力(以下「暴力団等」といいます。)に該当しないこと、暴力団等に支配されていないことおよび暴力団等と一切の関係を有していないことを確認します。

(利用の制限)

第8条 次の各号に該当する場合は、ご利用の申込みをお断りいたします。

(1) 本施設の利用内容により、騒音、振動、悪臭等周辺居住者の生活環境に影響を与えるおそれがあると認められるとき。

(2) 本施設にかかる法令の規定に反するとき。

(3) 公の秩序または善良なる風俗に反するおそれがあると認められるとき。

(4) 暴力団等に該当すること、暴力団等に支配されていることまたは暴力団等との関係を有していることが判明したとき。

(5) 集団的にまたは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

- (6) 本施設の他の利用者に不都合または支障が生じるおそれがあると認められるとき。
- (7) 本施設または設備・備品を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (8) 本施設の管理・運営上、支障があると認められるとき。
- (9) 運営者に対して次のアからエまでに掲げる行為のいずれかをしたとき（利用者の役員、利用者の従業員または利用者の委託を受けた者による場合を含む。）。
 - ア 虚偽の事実を告げる行為
 - イ 粗野もしくは乱暴な言動を用い、または迷惑を覚えさせるような方法で訪問もしくは電話をかける行為
 - ウ 暴行または脅迫にわたる行為その他の違法な行為
 - エ 金銭支払、責務免除、契約締結、便宜供与その他の運営者が法律上の義務を負わない給付を、運営者の意思に反して求める行為
- (10) 法令違反または不公正な営業等により社会的な信用を失ったとき。
- (11) その他運営者が不相当であると認めたとき。
(予約の解除、利用の中止・停止・解除等)

第9条 次の各号に該当する場合には、利用者が予約済または本施設の利用中であっても、運営者は、予約の解除または利用の中止・停止・解除等をさせていただきます。その結果、利用者に損害が生じても、運営者は一切の責任を負いません。

- (1) 前条各号の一に該当すると認められたとき。
- (2) 申込書に虚偽の記載があったとき、または利用者の利用目的・利用内容等が運営者の承諾した利用目的・利用内容等と異なっていることが認められたとき。
- (3) 利用者が受領書に基づき利用を承諾された施設以外の場所において、作業や会議等を行ったとき。
- (4) 利用者が本施設内に危険物その他運用者が禁止した物を持ち込んだとき。
- (5) 利用者が申込書に記載した利用人数を大幅に超える人数を本施設に入室させたとき。
- (6) 利用者が本施設の利用等に関して利用承諾条件や運営者が定める規程等を遵守しなかったとき。
- (7) 利用者が本施設の利用に関する法令等に定められた関係官公庁への届出を怠り、またはその指示に従わないとき。
- (8) 天災地変その他の不可抗力によって本施設の利用ができなくなり、または人身・財産に危険が生じる虞があると運営者が判断したとき。
- (9) 本施設の管理・運営上、やむを得ない事由が生じたとき。

(10) その他、利用者が本規約に定める事項に違反したとき。

2 運営者は、前項各号（第8号及び第9号を除く。）により予約の解除または利用の中止・停止・解除等をした場合であっても、事由のいかんにかかわらず、利用者に対して施設利用料金等（施設利用料金以外の利用料金については、実際に利用した分のみをいいます。）をご請求させていただきます。この場合、運営者は、被った損害の賠償を利用者に対して請求することを妨げられません。

（施設利用料金等の請求等）

第10条 利用者の責務 利用者は、次の各号に定める事項を遵守してください。

(1) 利用者は、常に善良なる管理者の注意をもって本施設を利用してください。

(2) 利用者は、運営者の定める規程等および関係法令の定める事項を自ら遵守するとともに、利用者の使用人・作業員等関係者および入室者等に対しても遵守させてください。

(3) 利用者は、運営者と連絡・調整を図りつつ、利用施設とその周辺に対する秩序維持、入室者の整理・案内誘導、使用人・作業員等関係者の管理・調整、および盗難・事故防止等を行ってください。

(4) 多数の入室が予測されるような会議等、運営者が警備および誘導體制について協議が必要と判断した場合、利用者は、事前に運営者と協議のうえ運営者の指示に従ってください。この場合、利用者は、運営者が指定する業者により、利用者の責任と負担において本施設内外の警備および入室者の整理・誘導等を行うものとします。

(5) 利用者は、利用者の責任と負担において必要な損害賠償保険または傷害保険等に加入してください。

(6) 利用者は、規程等に定める本施設の管理運営上危険な行為その他本施設の利用者または入室者等に迷惑を与える行為は行わないでください。

(7) 物品の搬出入時等に利用施設、備品または付帯設備等を汚損・破損するおそれのある場合は、運営者の指示に従い利用者の責任と負担において必ず床面・壁面を養生してください。

(8) その他本施設のご利用に関しては、運営者の担当者にご相談のうえ、その指示に従ってください。

（運営者の立ち入り）

第11条 運営者または運営者の指定する者は、利用者が本施設を利用中であっても、本施設に立ち入り、点検し、必要であれば適宜の処置を講じることができます。

（原状回復等）

第 12 条 利用者は、予約した利用時間を厳守し、当該利用時間内に本施設、備品および付帯設備等を運営者が定める原状に回復して運営者または運営者の指定する者の点検を受けて退室してください。当該利用時間を超過しても本施設から退室しない場合、利用者は、超過時間に応じて運営者が別途定める損害金および退室遅延により運営者が被った損害を賠償することになります。

2 前項の規定は、利用者が施設利用中に、第 9 条第 1 項に定める事由により運営者より利用の中止・停止・解除等を受けた場合にも適用されます。

(損害賠償および免責)

第 13 条 利用者、利用者の使用人・作業員等関係者または入室者等が本施設、備品および付帯設備等を毀損、汚損、紛失等したり、他の施設または本施設の他の利用者もしくは入室者等に損害を与えた場合またはその他本施設の管理運営等に支障をきたす事態を発生させた場合、利用者はただちに運営者に連絡してください。この場合、利用者は運営者および相手方の被った損害を賠償しなければなりません。

2 前項に定める内容のほか、運営者の定める規程等および施設利用に関する運営者との協議事項に違反した結果、運営者、他の施設または本施設の他の利用者もしくは入室者等に損害を与えた場合、利用者は運営者および相手方の被った損害を賠償しなければなりません。

3 不測の事故、天災地変または官公署の命令・指導等により、本施設の利用が不可能な事態が生じた場合、利用者がこれによって損害を受けても運営者はその損害を賠償する責を負いません。

4 運営者は、運営者の故意または重大な過失によらない火災、盗難、諸設備の故障等による利用者の損害について、その責を負いません。

5 本施設の備品または設備等の故障等により利用者の所期の目的が達成されない場合、運営者は、その責を負いません。

(関係官公庁等への届出)

第 14 条 本施設の利用に際して必要な法令等に定められた関係官庁への届出もしくは許可申請等または関係機関への届出等は、利用者の責任と負担で行ってください。

(遅延損害金)

第 15 条 施設利用料金の支払を利用者が延滞したときは、運営者は、利用者に対して延滞金額に関し年 14.6%の割合で算定した損害金（日割計算による）を請求することができます。

(準拠法等)

第 16 条 本規約については日本法を準拠法とし、本施設の利用に関する訴訟等については、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

別記1（第3条関係）

キャンセル料について

キャンセル日	キャンセル料
施設利用日の4日以前	キャンセル料なし
施設利用日の2～3日前	施設利用料の50%
施設利用日の1日前及び当日	施設利用料の100%

別記2（第6条関係）

施設使用料について

種別	一時間当たりの施設使用料	一日当たりの最大額
平日	500円	5,000円
土日祝日	1,000円	10,000円